

所得税・個人住民税の定額減税について

1 内容

- (1) 所得税：居住者^(※1)の令和6年分の所得税額から、特別控除の額を控除する（その者の所得税額が上限）。
- (2) 個人住民税：納税義務者^(※2)の令和6年度分の所得割の額から、特別控除の額を控除する（その者の所得割の額が上限）。

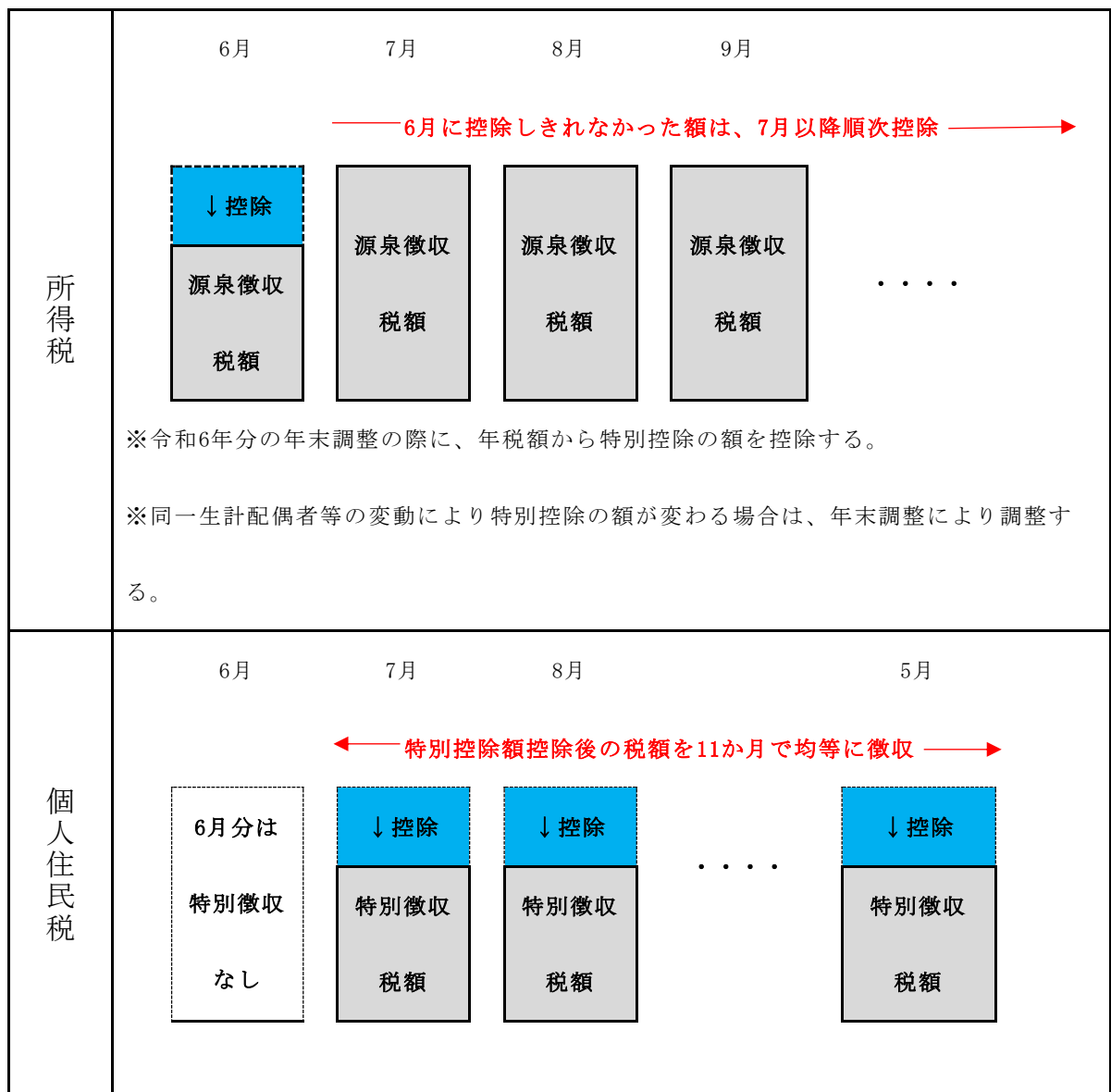
所得制限		令和6年分の合計所得が、1,805万円以下 (個人住民税は、令和5年分の合計所得金額) (給与所得の場合は、収入金額2,000万円以下)
特別控除の額	所得税	本人は3万円 同一生計配偶者 ^(※3) 及び扶養親族 ^(※3) は1人につき3万円
	個人住民税	本人は1万円 控除対象配偶者 ^(※4) 及び扶養親族 ^(※5) は1人につき1万円

- (※1) 国内に住所を有し、又は、現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人。
- (※2) 国内に住所を有する者。
- (※3) 居住者の配偶者・親族等で、その居住者と生計を一にするものうち、合計所得金額が48万円以下である居住者。
- (※4) 前年の合計所得金額が1,000万円以下である個人住民税の納税義務者の配偶者で、その納税義務者と生計を一にするものうち、前年の合計所得金額が48万円以下である者（国外居住者を除く。）。
- (※5) 個人住民税の納税義務者の親族等で、その納税義務者と生計を一にするものうち、前年の合計所得金額が48万円以下である者（国外居住者を除く。）。

2 減税の実施方法

(1) 給与所得者

- ① 所得税：令和6年6月1日以後最初に支給される給与等（賞与を含む。）の源泉徴収税額から特別控除の額を控除する。
- ② 個人住民税：令和6年6月の給与支給時には特別徴収は行わず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を、令和6年7月から令和7年5月まで、それぞれ給与を支給する際、毎月徴収する。



(2) 事業所得者等

- ① 所得税：令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額から本人分に係る特別控除の額（3万円）を控除する（なお、申請により、同一生計配偶者等の特別控除も控除できるようにする。）。
- ② 個人住民税：令和6年度分の個人住民税に係る第1期分の納付額から特別控除の額を控除する。

所得税	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>第1期 (7月) ※¹</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>第2期 (11月)</p> </div> </div> <p style="text-align: center; color: red;">第1期分から控除しきれなかった額は、第2期分から控除※²</p> <p>※¹：第1期分の予定納税の納期を延長する。→7月1日～9月30日（現行は7月1日～7月31日）</p> <p>※²：令和6年分の所得税の確定申告において、所得税から特別控除の額を控除する。</p>
個人住民税	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>第1期</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>第2期</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>第3期</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>第4期</p> </div> </div> <p style="text-align: center; color: red;">第1期分から控除しきれなかった額は、第2期分以降から順次控除</p>

(3) 公的年金受給者

- ① 所得税：令和6年6月1日以後最初に支払を受ける公的年金等の源泉徴収額から特別控除の額を控除する。
- ② 個人住民税：令和6年10月1日以後最初に支払を受ける公的年金等の特別徴収額から特別控除の額を控除する。

所得税	6月	8月	10月	12月	
	6月に控除しきれなかった額は、8月以降順次控除				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">↓ 控除</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #cccccc;">源泉徴収額</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #cccccc;">源泉徴収額</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #cccccc;">源泉徴収額</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #cccccc;">源泉徴収額</div>
	※同一生計配偶者等の変動により特別控除の額が変わる場合は、確定申告により調整する。				
個人住民税	6月	8月	10月	12月	
	10月に控除しきれなかった額は、12月以降順次控除				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #cccccc;">特別徴収額</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #cccccc;">特別徴収額</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">↓ 控除</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #cccccc;">特別徴収額</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #cccccc;">特別徴収額</div>

内容につきましては、「令和6年度税制改正大綱」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、情報の提供を目的として、概要をまとめたものです。そのため、今後の国会審議等において、本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますので御容赦願います。